

## 合 意 事 項

防衛省と佐賀市は、陸上自衛隊のティルト・ローター機V-22オスプレイ（以下「オスプレイ」という。）による佐賀空港の利用及び佐賀駐屯地（仮称。以下「駐屯地」という。）の開設に関し、佐賀市民の良好な生活環境の保全のため、次のとおり合意する。

### 1 米軍の佐賀空港利用について

- (1) 防衛省と佐賀市は、駐屯地における米軍の常駐計画はないことを確認する。
- (2) 防衛省は、米軍の佐賀空港の利用を検討する場合でも、全国の他の空港と横並びの中で活用を考慮することとし、佐賀空港の利用に当たっては、佐賀市の理解が得られるよう、地元の懸念をしっかりと受け止め、十分な説明を行うなど、真摯に対応する。

### 2 オスプレイの安全対策について

- (1) 防衛省は、オスプレイの安全性に関する情報その他の重要な情報等について、佐賀市に対し、速やかに提供するとともに、円滑な情報共有のための連絡体制を構築する。
- (2) オスプレイの事故等重大事案が発生した場合には、防衛省は佐賀市に対し、迅速な情報の提供を行うとともに、事故原因の究明、再発防止策の確立等の安全対策を徹底し、損失又は損害が生じた場合には、関係法令に基づき補償措置等を講じ、その内容を速やかに佐賀市に報告する。

### 3 駐屯地の設置について

- (1) 防衛省は、地権者の意向を踏まえ、一方的に土地を収用しない。
- (2) 防衛省は、部隊運用に必要となる施設を33ヘクタールの範囲内に配置する。

### 4 駐屯地の設置及び運用に係る環境対策について

- (1) 防衛省は、駐屯地設置に係る工事期間を含め、設置及び運用に当たり、事前に防衛省が実施した大気質、騒音・振動、水質等に係る環境現況調査を踏まえ、周辺環境に十分な配慮を行う。
- (2) 前号の環境現況調査及びモニタリング調査を行う中で、工事実施前と比較して周辺環境に変化が確認された場合は、防衛省は、必要に応じ、東よか干潟の特性を踏まえ調査範囲を広げるなどした上で、その原因を究明し、対策を講ずる。

### 5 漁業、農業等へ配慮した万全の措置について

- (1) 防衛省は、駐屯地の建設及び自衛隊の活動に伴う排水の処理について、有明海及び漁業に影響が出ないように万全を尽くすとともに、周辺の農地の排水等周辺地域の環境及び安全に配慮した万全の措置を講ずる。
- (2) 駐屯地の設置又は運用が原因で漁業、農業その他の事業に損失又は損害が生じた場合、防衛省は、関係法令に基づいて補償措置等を講ずるとともに、必要に応じ運用の改善を講ずるなど適切に対応する。
- (3) 防衛省は、前号の損失又は損害が生じた場合、第8項第4号の協議会において適宜報告する。

### 6 駐屯地の設置又は運用に伴う生活環境等の整備等について

佐賀市は、駐屯地の設置又は運用が、市民の生活環境、周辺地域の開発に及ぼす影響等を考慮し、地域の発展について特に配慮することを防衛省に求める。防衛省は、佐賀市の申し入れを踏まえ、他の防衛施設における取り扱いも踏まえつつ、関係規則に基づき、生活環境等の整備について必要な措置を講ずることを検討する。

### 7 地域社会との調和について

駐屯地に配備される自衛隊は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、バルーン大会をはじめとした地域の行事を尊重し、地域社会及び地域の発展へ貢献するとともに、地域社会との調和を図るものとする。

### 8 相談体制・協議体制の構築について

- (1) 防衛省は、駐屯地の設置又は運用に伴う苦情・相談窓口を設置し、佐賀市に対し、その対応結果を定期的に報告する。
- (2) 防衛省は、駐屯地の建設に当たり、佐賀市に対し、施設配置計画及び工事の進捗状況について報告する。
- (3) 防衛省は、市民の不安解消に資するため、駐屯地に係る夜間飛行の訓練情報等について、佐賀市に一定期間前に提供する。
- (4) 防衛省と佐賀市は、騒音、排水、道路交通、治安等周辺地域の生活環境の保全及び補償に係る協議、報告等を行うため、防衛省、佐賀市等で構成する協議会を設置する。

令和5年2月27日

九州防衛局長 伊藤 哲也

佐賀市  
佐賀市長 坂井 英隆

